

様式第48(第69条関係)

託送供給約款変更届出書

2023年 3月 15日

関東経済産業局長
太田 雄彦 殿

山梨県甲府市北口3丁目1番12号
東京ガス山梨株式会社
代表取締役社長 五領田 周司

ガス事業法第48条第6項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので届け
出ます。

変 更 後 の 内 容	別紙の通り変更します。 ※変更後の託送供給約款と、変更の理由書を添付します。
実 施 期 日	2023年4月1日

変更を必要とする理由

当社は託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)の料金表を変更するため、ガス事業法第48条第6項に基づき、託送供給約款の変更の届け出を致します。

(参考)

平均単価および改定率

	平均単価(円/m ³)	改定率(%)
変更後	35.01	△10.69%
変更前	39.20	

※小数点以下第3位を四捨五入

	(千円)
届出託送供給約款料金原価等	6,653,360
託送供給約款の変更前料金収入	6,674,587
想定需要量(千m ³)	190,021

以上

添付資料

1. 託送供給約款 新旧対照表

2. 料金に関する説明書

ガス事業託送供給約款料金算定規則

- | | |
|-------------|----------------------|
| ・様式第1第1表 | ガス需要計画 |
| ・様式第1第2表 | 設備投資計画 |
| ・様式第2第1表 | 営業費等算定総括表 |
| ・様式第3第1表 | 事業報酬算定総括表 |
| ・様式第4第1表 | 控除項目算定総括表 |
| ・様式第5第1表 | 原価等整理表 |
| ・様式第5第2表 | 機能別原価整理表 |
| ・様式第5第2表 補足 | 原価等の項目別の機能別原価への配分率表 |
| ・様式第6第1表 | 託送供給約款原価等と料金収入の比較表 |
| ・様式第8第2表 | 総括原価方式による料金引下げ原資等整理表 |

1. 託送供給約款 新旧対照表

託送供給約款新旧対照表

項目番号	項目	現行の託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)	ページ番号	変更後の託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)
II. 託送供給契約の申込み	10. 契約の申込み及び成立	<p>10. 契約の申込み及び成立 託送供給を希望する託送供給依頼者には、基本契約と個別契約を締結していただきます。個別契約の締結にあたっては、基本契約の締結を事前に行っていただきます。</p> <p>ー基本契約の申込みの場合ー (1)基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の90日前の日までに、基本契約の申込みをしていただきます。ただし、契約開始日の変更が必要と当社が判断する場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、契約開始日を定めるものとします。 (2)基本契約の申込みの際、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として180日以内に基本契約の申込みをしていただきます。 (3)基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものとなります。 (4)基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。</p> <p>ー個別契約の申込みの場合ー 託送供給依頼者は個別契約の申込みの際、3部料金又は2部料金のうちいずれか1つの料金種を選択していただき、3部料金の場合には料金表α、料金表β、料金表γの中からいずれか1つの料金表を選択していただきます。</p>	P7	<p>10. 契約の申込み及び成立 託送供給を希望する託送供給依頼者には、基本契約と個別契約を締結していただきます。個別契約の締結にあたっては、基本契約の締結を事前に行っていただきます。</p> <p>ー基本契約の申込みの場合ー (1)基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の90日前の日までに、基本契約の申込みをしていただきます。ただし、契約開始日の変更が必要と当社が判断する場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、契約開始日を定めるものとします。 (2)基本契約の申込みの際、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として180日以内に基本契約の申込みをしていただきます。 (3)基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものとなります。 (4)基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。</p> <p>ー個別契約の申込みの場合ー 託送供給依頼者は個別契約の申込みの際、3部料金又は2部料金のうちいずれか1つの料金種を選択していただき、3部料金の場合には料金表α、料金表β、料金表γ、料金表δの中からいずれか1つの料金表を選択していただきます。</p>
附則	1. 実施期日	<p>1. 実施期日 この約款は、2023年1月1日から実施いたします。</p>	P35	<p>1. 実施期日 この約款は、2023年4月1日から実施いたします。</p>
別表第4	料金表	<p>(別表第4) 料金表</p> <p>託送供給依頼者は個別契約の申込みの際、以下の【2部料金】と【3部料金】のうち、いずれか1つを選択していただきます。</p> <p>【2部料金】 1. 適用区分 料金表A ガス量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表B ガス量が19立方メートルを超え、76立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表C ガス量が76立方メートルを超え、191立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表D ガス量が191立方メートルを超え、479立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表E ガス量が479立方メートルを超え、766立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表F ガス量が766立方メートルを超える場合に適用致します。</p> <p>2. 料金表A (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 345.00円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 78.90円</p> <p>3. 料金表B (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 447.22円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 73.52円</p> <p>4. 料金表C (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 875.10円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 67.89円</p> <p>5. 料金表D (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 1,629.55円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 63.94円</p> <p>6. 料金表E (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 5,404.07円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 56.06円</p> <p>7. 料金表F (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 9,663.03円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 50.50円</p> <p>【3部料金】 8. 適用 (1) 以下の料金表からいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>9. 料金表α (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 15,000.00円 (2) 流量基本料金 1立法メートルにつき 650.00円 (3) 従量料金単価 1立法メートルにつき 27.18円</p> <p>10. 料金表β (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 50,000.00円 (2) 流量基本料金 1立法メートルにつき 650.00円 (3) 従量料金単価 1立法メートルにつき 22.96円</p> <p>11. 料金表γ (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 288,000.00円 (2) 流量基本料金 1立法メートルにつき 650.00円 (3) 従量料金単価 1立法メートルにつき 19.57円</p> <p>3(34)の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の別表第4の9、10、11の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加算したものを従量料金単価とします。</p> <p>低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 1立法メートルにつき 1.72円</p>	P44	<p>(別表第4) 料金表</p> <p>託送供給依頼者は個別契約の申込みの際、以下の【2部料金】と【3部料金】のうち、いずれか1つを選択していただきます。</p> <p>【2部料金】 1. 適用区分 料金表A ガス量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表B ガス量が19立方メートルを超え、76立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表C ガス量が76立方メートルを超え、191立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表D ガス量が191立方メートルを超え、479立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表E ガス量が479立方メートルを超え、766立方メートルまでの場合に適用致します。 料金表F ガス量が766立方メートルを超える場合に適用致します。</p> <p>2. 料金表A (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 345.00円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 78.90円</p> <p>3. 料金表B (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 447.22円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 73.52円</p> <p>4. 料金表C (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 875.10円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 67.89円</p> <p>5. 料金表D (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 1,629.55円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 63.94円</p> <p>6. 料金表E (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 5,404.07円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 56.06円</p> <p>7. 料金表F (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 9,663.03円 (2) 従量料金単価 1立法メートルにつき 50.50円</p> <p>【3部料金】 8. 適用 (1) 以下の料金表からいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>9. 料金表α (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 15,000.00円 (2) 流量基本料金 1立法メートルにつき 650.00円 (3) 従量料金単価 1立法メートルにつき 27.18円</p> <p>10. 料金表β (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 50,000.00円 (2) 流量基本料金 1立法メートルにつき 650.00円 (3) 従量料金単価 1立法メートルにつき 22.96円</p> <p>11. 料金表γ (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 288,000.00円 (2) 流量基本料金 1立法メートルにつき 650.00円 (3) 従量料金単価 1立法メートルにつき 19.57円</p> <p>12. 料金表δ (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 1,250,000.00円 (2) 流量基本料金 1立法メートルにつき 650.00円 (3) 従量料金単価 1立法メートルにつき 18.09円</p> <p>3(34)の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の別表第4の9、10、11、12の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加算したものを従量料金単価とします。</p> <p>低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 1立法メートルにつき 1.72円</p>

2.料金に関する説明書

様式第1（第3条関係）
第1表

ガス需要計画

(単位：千m³)

	2021年度実績	2022年度見込み	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
需要量	44,130	45,098	55,673	63,495	70,853	190,021	(45MJ)

第2表

設備投資計画

(単位：百万円)

	2021年度実績	2022年度見込み	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
土地	0	0	0	0	0	0	
建物	8	0	0	0	0	0	
供給設備	ガスホルダー	0	0	0	0	0	
	その他機械装置	0	0	12	0	0	12
	主要導管	0	0	0	0	0	0
	本支管（主要導管以外）	346	900	608	362	162	1,132
	供給管	23	22	26	26	26	77
	その他	44	26	22	25	21	69
計	413	948	668	413	209	1,289	
業務設備	0	2	0	0	0	0	
合計	421	950	668	413	209	1,289	
工事負担金等（合計の内訳）	0	170	0	500	0	500	

様式第2（第4条及び第5条関係）
第1表

営業費等算定総括表

（原価算定期間：2023年4月～2026年3月）

（単位：千円）

項 目		金 額	備 考
労 務 費	役員給与	72,561	
	給料	413,241	
	雑給	85,772	
	賞与手当	148,428	
	法定福利費	107,665	
	厚生福利費	11,766	
	退職手当	38,844	
計		878,277	
諸 経 費	修繕費	287,934	
	電力料	7,722	
	水道料	912	
	使用ガス費	1,956	
	消耗品費	99,822	
	運賃	1,170	
	旅費交通費	4,071	
	通信費	25,338	
	保険料	1,632	
	賃借料	57,561	
	委託作業費	127,017	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税 （法人税割）を除く。）	256,213	
	試験研究費	0	
	教育費	4,800	
	需要開発費	70,500	
	たな卸減耗費	0	
	固定資産除却費	89,949	
	貸倒償却	0	
	雑費	<0> <0> 57,000	寄付金に係る費用 団体費に係る費用
	需給調整費	0	
バイオガス調達費	0		
需要調査・開拓費	0		
事業者間精算費	2,707,681		
計		3,801,278	
減価償却費		1,615,445	
営業外費用		0	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		57,147	
合 計		6,352,147	

様式第3（第6条関係）

第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間：2023年4月～2026年3月）

（単位：千円）

		金額	備考
レ ー ト ベ ー ス	固定資産投資額	9,168,901	
	運転資本	772,115	
	繰延資産残高	0	
	計	9,941,016	
事業報酬率		3.03%	
事業報酬額		301,213	

様式第4（第7条関係）
第1表

控除項目算定総括表

（原価算定期間：2023年4月～2026年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	0	
事業者間精算収益	0	
合 計	0	

様式第5（第8条から第12条まで関係）
第1表

原価等整理表

(単位：千円)

項 目		供給販売費	一般管理費	その他項目	合計
営 業 費	労務費				
	役員給与	72,561	—	—	72,561
	給料	413,241	—	—	413,241
	雑給	85,772	—	—	85,772
	賞与手当	148,428	—	—	148,428
	法定福利費	107,665	—	—	107,665
	厚生福利費	11,766	—	—	11,766
	退職手当	38,844	—	—	38,844
	計	878,277	—	—	878,277
	諸経費				
	修繕費	287,934	—	—	287,934
	電力料	7,722	—	—	7,722
	水道料	912	—	—	912
	使用ガス費	1,956	—	—	1,956
	消耗品費	99,822	—	—	99,822
	運賃	1,170	—	—	1,170
	旅費交通費	4,071	—	—	4,071
	通信費	25,338	—	—	25,338
	保険料	1,632	—	—	1,632
	賃借料	57,561	—	—	57,561
	委託作業費	127,017	—	—	127,017
	租税課金	256,213	—	—	256,213
	試験研究費	0	—	—	0
	教育費	4,800	—	—	4,800
	需要開発費	70,500	—	—	70,500
	たな卸減耗費	0	—	—	0
	固定資産除却費	89,949	—	—	89,949
貸倒償却	0	—	—	0	
雑費	57,000	—	—	57,000	
需給調整費	0	—	—	0	
バイオガス調達費	0	—	—	0	
需要調査・開拓費	0	—	—	0	
事業者間精算費	2,707,681	—	—	2,707,681	
計	3,801,278	—	—	3,801,278	
減価償却費	1,615,445	—	—	1,615,445	
営業外費用	—	—	—	—	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）	—	—	57,147	57,147	
事業報酬	—	—	301,213	301,213	
小 計 (A)	6,295,000	—	358,360	6,653,360	
控 除 項 目	営業雑益	—	—	—	
	雑収入	—	—	—	
	事業者間精算収益	—	—	—	
	計 (B)	—	—	—	
合計（原価等）(C) = (A) - (B)	6,295,000	—	358,360	6,653,360	

第2表

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		590
供給需要原価	高压導管原価	0
	中压導管原価	1,168,094
	中压A導管原価	
	中压B導管原価	
	低压導管原価	1,600,355
計		2,768,449
需要家原価	供給管原価	421,552
	メーター原価	418,371
	検針原価	74,827
	内管保安原価	261,890
	計	1,176,640
託送供給特定原価		2,707,681
合計（原価等）		6,653,360

第2表補足

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

	供給販売費			一般管理費			その他項目					
	労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外費用	事業報酬	法人税・ 地方法人 税・住民 税	控除項目		
										営業雑 益	雑収入	事業者間精 算収益
ホルダー原価	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-
供給 需要 原価	高压導管原価	0.00	0.00	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-
	中压導管原価	14.00	6.00	42.00	-	-	-	47.00	14.00	-	-	-
	中压A導管原価	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-
	中压B導管原価	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-
	低压導管原価	25.00	11.00	51.00	-	-	-	44.00	25.00	-	-	-
計	39.00	17.00	93.00	-	-	-	-	91.00	39.00	-	-	-
需要 家 原 価	供給管原価	21.00	3.00	5.00	-	-	-	5.00	21.00	-	-	-
	メーター原価	17.00	6.00	2.00	-	-	-	3.00	17.00	-	-	-
	検針原価	5.00	1.00	0.00	-	-	-	0.00	5.00	-	-	-
	内管保安原価	18.00	2.00	0.00	-	-	-	1.00	18.00	-	-	-
	計	61.00	12.00	7.00	-	-	-	-	9.00	61.00	-	-
託送供給特定原価	0.00	71.00	0.00	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	-
合計（原価等）	100.00	100.00	100.00	-	-	-	-	100.00	100.00	-	-	-

様式第6（第14条関係）

第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m ³)	平均単価 (a / b) (円 / m ³)	想定料金収入 (千円)
6,653,360	190,021	35.01	6,652,080

様式第8（第18条及び第19条関係）

第2表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原価算定期間：2023年4月～2026年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額
届出託送約款料金原価等 （財務体質強化原資）	6,653,360 （ 0）
託送供給約款の変更前料金収入	6,674,587
託送供給約款料金引下げ原資	21,227
需要量（千m ³ ）	190,021